



発行 東京都

目次

20

条 例

- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（福祉保健局）……………三
- 東京都児童相談所条例の一部を改正する条例……………四
- 東京都安心子ども基金条例の一部を改正する条例……………五
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………九
- 東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

●東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三〇号）

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第一〇号）の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二三年厚生省令第六三三号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都児童相談所条例の一部を改正する条例（条例第三一号）

- 一 児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三一五号）の施行に伴い、港区が行うこととする事務について、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都安心子ども基金条例の一部を改正する条例（条例第三二号）

- 一 子育て支援対策臨時特例交付金事業の交付事業に幼児教育・保育無償化円滑化事業が追加されたことに伴い、基金の対象事業に係る規定を改めます。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三三号）

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第一〇号）の施行による児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第一五号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第三四号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第一〇号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第一六号）等の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三五号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第一〇号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七一号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三六号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第一〇号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七四号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第三七号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第一〇号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七二号）等の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第三八号）

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第一〇号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成一八年厚生労働省令第一七七号）の改正に伴い、業務継続計画の

策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三十九号)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第一〇号) の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 (平成一八年厚生労働省令第一七五号) の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

●東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第四〇号)

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令 (令和三年厚生労働省令第一〇号) の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 (平成一八年厚生労働省令第一七六号) の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

条 例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 (平成二十四年東京都条例第四十三号) の一部を次のように改正する。

目次中「第二十条」を「第二十条の二」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 障害児入所施設及び児童発達支援センター (以下この条、次条、第二十条及び第二十条の二において「障害児入所施設等」という。) は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。) を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十二条第二項中「児童福祉施設は」を「児童福祉施設 (障害児入所施設等を除く。)」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設等を除く。)」を加え、第一章中同条の次に次の一条を加える。

(障害児入所施設等における非常災害対策)  
第二十条の二 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、非常災害の発生時の関係機関

への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難訓練、消火訓練、救出訓練その他必要な訓練を規則で定めるところにより行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第二十六条第五項中「卒業」を「修めて卒業し、若しくは大学院（同法第九十七条の規定による大学院をいう。以下同じ。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了」に改める。

第五十六条第一項第五号中「（同法第九十七条の規定による大学院をいう。以下同じ。）」を削る。

第七十四条第一項ただし書中「調理員を」の下に「、医療機関等との連携により看護職員を当該福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行うとき、当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行うとき及び当該福祉型児童発達支援センター（同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行うときにあつては看護職員を」を加え、同項に次の一号を加える。

八 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第七十四条第五項中「第一項各号」を「第一項第一号から第七号まで」に改める。

第八十一条第一項中「規則に定める基準により」を削り、同条第三項中「卒業」を

「修めて卒業し、若しくは大学院において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了」に改め、同条第五項中「前各項に規定する職員のほか、職員の員数は」を「心理療法担当職員、児童指導員及び保育士の員数は、」に改める。

第八十一条第三項中「第二十六条第五項」を「第八十一条第三項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。（経過措置）

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都児童福祉施設設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十二条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十一号

東京都児童相談所条例の一部を改正する条例

東京都児童相談所条例（昭和二十八年東京都条例第百十九号）の一部を次のように改正する。

別表東京都児童相談センターの項中「中央区 港区」を「中央区」に改める。

附則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十二号

東京都安心こども基金条例の一部を改正する条例

東京都安心こども基金条例(平成二十一年東京都条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十三号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する

条例の一部を改正する条例

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「従業者」を「その従業者」に、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第五条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上障

害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))を「又は保育士」に改め、同条第二項中「において」を「において、」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「同じ。」を「の下に」「日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。))において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第七十一条において同じ。))のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第七十一条において同じ。))を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。))において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第七十一条において同じ。))のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第七十一条において同じ。))を行う場合

第五条第三項第二号中「(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))」を削る。

第六条第二項中「において」を「において、」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒

常に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞ  
れを加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができ  
る。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、  
当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の第三第  
一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引  
等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環  
として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項  
の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為の  
みを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環とし  
て特定行為業務を行う場合

第六条第三項中「次に掲げる従業者」の下に「（前項各号のいずれかに該当する場合  
にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けること  
が不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して  
行うことができるものとする。

第十三条中「第十六条」を「第十六条第一項」に、「第四十一条」を「第四十一条第  
一項」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、  
職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な  
範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止する  
ための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十四条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用  
者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務  
再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計  
画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するととも  
に、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて  
業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定  
める措置を講じなければならない」に改める。

第四十一条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定児童発達支  
援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規  
定による掲示に代えることができる。

第四十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置  
を講じなければならない。

第四十三条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措  
置を講じなければならない。

第五十一条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参  
加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第五十四条第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改  
める。

第六十九条中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加え、「第四十一条中」を

「第四十一条第一項中」に改める。

第七十一条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「日常生活」を「、日常生活」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七十六条及び第七十六条の二中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第七十七条第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第七十九条中「第十四条」を「第十四条の二」に改める。

第七十九条の九中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加える。

第八十七条中「第十四条」の下に「、第十四条の二」を加え、「第四十一条中」を「第四十一条第一項中」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)(第三条第四項及び第四十三条第二項(改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十四条の二(改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、改正後の条例第十四条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十九条第二項(改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、改正後の条例第三十九条第二項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十二条第三項(改正後の条例第五十三条の五、第五十七条、第六十九条、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条、第七十九条の九及び第八十七条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、改正後の条例第四十二条第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

6 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正前の条例」という。)(第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者である者については、改正後の条例第

五条第一項第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 この条例の施行の際、現に改正前の条例第五十四条に規定する基準該当児童発達支援事業者である者については、改正後の条例第五十四条第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

8 この条例の施行の際、現に改正前の条例第七十一条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者である者については、改正後の条例第七十一条第一項第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

9 この条例の施行の際、現に改正前の条例第七十七条に規定する基準該当放課後等デイサービス事業者である者については、改正後の条例第七十七条第一号の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十四号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第四条に次の一項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の規定による大学をいい、短期大学を除く。）において、心理学を

専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業し、若しくは大学院（同法第九十七条の規定による大学院をいう。）において、心理学を専修する研究科若しくはこれに相当する課程を修了した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第八条中「第十条」を「第十条第一項」に、「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改める。

第九条に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十六条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を指定福祉型

障害児入所施設に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十八条に次の一項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第五十六条中「第三十八条中」を「第三十八条第一項中」に改める。

第二条 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)

第三条第四項及び第四十条第二項(改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。)

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第九条の二(改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。)

例第九條の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよ

う努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十六条第二項(改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。)

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十九条第三項(改正後の条例第五十六条において準用する場合を含む。)

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十五号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十一条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第十二条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十二条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十四条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における感染症の発生又はまん延を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十三条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第四十八条中「第三十一条」の下に、「第三十五条の二」を加え、「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改める。

第五十四条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第五十五条中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。

第五十六条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第七十条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第七十一条に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十四条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第七十五条第二項第四号中「第七十二条第二項」を「次条において準用する第三十五

条の二第二項」に改める。

第七十六条中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条、第三十七条第一項」を「第三十五条の二から第三十七条(第二項を除く。)まで」に、「第四十条」を「第四十条の二」に改める。

第八十二条中「第九十二条」を「第九十二条第一項」に改める。

第八十六条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第九十条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第九十二条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第九十三条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「及び第七十二条」を「及び第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第九十三条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に改める。

第九十三条の五中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改める。

第八八条中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第八八条の四中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四

条」に改める。

第二百一十一条中「第十三条」を「第十二条(第一項及び第二項を除く。)」に改める。第四百七十七条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第四百七十七条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第四百四十七条の四中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改める。

第四百五十六条第二項第四号中「第七十二条第二項」を「第三十五条の二第二項」に改める。

第五百五十七条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第五百五十七条の四中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に改める。

第六百六十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第七十条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二

条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百八十一条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第百八十二条の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百八十二条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第百八十三条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百八十三条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百八十八条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百八十八条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条」を「第九十二条第一項」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百九十二条中「第十三条」を「第十二条の二」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百九十二条において準用する第七十二条第二項」とを削り、

「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百九十二条の八の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第百九十二条の十二及び第百九十二条の二十中「第三十三条から」の下に「第三十五条まで、第三十六条から」を加える。

第百九十七条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百九十九条中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百九十九条において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百九十九条の十一中「第十三条」を「第十二条の二、第十三条」に、「第三十六条」を「第三十五条の二」に、「第七十二条」を「第七十三条」に改め、「同項第四号中「第七十二条第二項」とあるのは「第百九十九条の十一において準用する第七十二条第二項」とを削り、「同項第五号及び第六号」を「同項第四号から第六号までの規定」に、「第九十二条中」を「第九十二条第一項中」に改める。

第百九十九条の十八に次の一項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第百九十九条の二十二中「第十五条」を「第十二条の二、第十五条」に、「第三十六



む。)の規定の適用については、改正後の条例第十二条の二第一項中「講じなければならぬ」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十四条第三項(改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第四十八条、第二百一十一條、第九十二条の十二及び第九十二条の二十において準用する場合を含む。)、第七十条第二項及び第九十条第二項(改正後の条例第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第四百七条、第四百七十七條の四、第五百五十七條、第五百五十七條の四、第七十条、第七十条の三、第八十八條、第九十二条、第九十九条、第九十九条の十一、第九十九條の二十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十五条の二第三項(改正後の条例第四十三条、第四十三条の四、第七十六条、第九十三条、第九十三条の五、第八十条、第八十条の四、第二百一十一條、第四百七十七條、第四百七十七條の四、第五百五十七條、第五百五十七條の四、第七十条、第八十八條、第九十二条、第九十二条の四、第九十二条の五、第九十二条の六、第九十二条の七、第九十二条の八、第九十二条の九、第九十二条の十、第九十二条の十一、第九十二条の十二及び第二百八条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の条例第三十五条の二第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十六号

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項中「必要な措置を講じよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十九条の二 療養介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第四十三条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百五十五号）第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第四十七条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第六十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第七十四条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十四条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定め

るところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項及び第二十九条の二（改正後の条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十三条の二（改正後の条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第十三条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十四条第二項及び第四十七条第二項（改正後の条例第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第二十五条第三項（改正

後の条例第四十九条、第五十四条、第五十九条、第六十八条、第八十二条及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の条例第二十五条第三項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三十七号

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第一条 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十一条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第十三条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十三条の二 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十八条第一項中「平成二十四年東京都条例第百五十五号」の下に「。第三十八条第三項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。」を加える。

第三十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス等基準条例第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第百九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十七条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第四十九条に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。  
第五十六条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十六条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。  
第五十七条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。  
附則第十一項中「第三十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

第二条 東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年東京都条例第六十六号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第三項及び第五十六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第四十七条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めな

ければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第五十条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第三十八号

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十二条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

第十四条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十四条の次に次の一条を加える。  
(業務継続計画の策定等)

第十四条の二 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第五十五号）第九十二条の二に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第九十二条の三に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十六条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第三十八条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第四十二条の二 障害者支援施設は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第四十三条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

附則第十一項中「第二十八条第二項」の下に「及び第四項」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第三条第三項及び第四十二条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和四年三月三十一日までの間、改正後の条例第三十八条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第三十九号

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条の二 センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 センターは、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 センターは、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十三条の二 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十四条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第十七条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十七条の二 センターは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十八条に次の一項を加える。

3 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第四項及び第十七条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十三条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十四条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十号

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条

例

東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「責任者の設置その他の」を削り、「講じるよう努めなければならない」を「講じなければならない」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十条の二 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十一条の二 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十二条第二項中「必要な措置を講じるよう努めなければならない」を「規則で定める措置を講じなければならない」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十五条の二 福祉ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第十六条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和四年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第三条第四項及び第十五条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の条例第十二条第二項の規定の適用については、同項中「講じなければならない」とあるのは「講じるよう努めなければならない」とする。

行 東 京 都  
東京都市西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

一 筒月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山二丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

